



四運自貨第303号

## 許 可 書

四国テクニカルサービス 株式会社  
代表取締役 綾香 博美 殿

平成30年11月12日付けで申請のあった一般貨物自動車運送事業の経営は、下記条件を付して許可する。

### 記

### 条 件

1. 許可の日から1年以内に運輸開始すること。
2. 運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前(整備管理者の選任届については、選任後15日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後15日以内)に提出すること。
3. 運輸開始までに社会保険等加入義務者が健康保険、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入すること。

平成31年3年26日

四国運輸局長 大谷 雅実



事業者番号 82-1052